平成31年1月17日	平成30年度　第5回　大分支部評議会	資料１

平成31年度の保険料率について

全国健康保険協会 大分支部

都道府県単位保険料率についての協会の方針

（１）平均保険料率について

平成３１年度の平均保険料率については、１０％を維持する。

（２）激変緩和率について

激変緩和率については、現行の解消期限（平成３１年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から、１０分の８．６とし、１０分の１．４の引き上げを厚生労働省に要望した。

（３）保険料率の変更時期について

平成３１年４月納付分から変更する。

平成31年度保険料率に関するこれまでの主な運営委員の意見

※第95回運営委員会資料1-2

1．平均保険料率

■ 平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。

■ 協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。

■2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。

■ 医療機関等への受診者の増加及び１人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う１人当たり医療費の増加に起因するところが大きい。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることには疑問を感じる。

■ 被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。

■ 税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられることがないよう、国に訴えていかなければならない。

■ 保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。

2．都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

3．保険料率の変更時期

平成31年４月納付分から変更するということについて、特段の異論はなかった。

協会けんぽの収支見込（医療分）

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 （30年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （30年12月）	
収入	保険料収入	87,974	91,314	96,572	24-30年度保険料率： 10.00% 31年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	12,110	
	その他	167	179	600	
	計	99,485	103,343	109,282	
支出	保険給付費	58,117	60,206	64,373	
	老人保健拠出金	0	－	－	拠出金等対前年度比
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	15,257	▲ 5 } ＋ 1,450
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	20,971	＋ 1,455
	退職者給付拠出金	1,066	208	2	▲ 206
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,969	2,745	3,489	
	計	94,998	97,937	104,092	○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率
単年度収支差		4,486	5,406	5,190	31年度均衡保険料率： 9.46%
準備金残高		22,573	27,979	33,169	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

平成３１年度の都道府県単位健康保険料率

○平成３１年度大分支部の健康保険料率

＜平成３０年度＞
１０．２６％

→

＜平成３１年度＞
１０．２１％

平成３１年度の大分支部の保険料率は、平成３０年度から比べて**０．０５％の引き下げ**となる

参考：大分支部の健康保険料率の推移

保険料率変更月（納付月）	H20.10	H21.10	H22.04	H23.04	H24.04	H27.05	H28.04	H29.04	H30.04	H31.04
健康保険料率	8.20%	8.23%	9.38%	9.57%	10.08%	10.03%	10.04%	10.17%	10.26%	10.21%
保険料率の増減	-	＋0.03%	＋1.15%	＋0.19%	＋0.51%	-0.05%	＋0.01%	＋0.13%	＋0.09%	-0.05%

○保険料率の内訳

（単位：%）

		医療給付費についての調整前の所要保険料率（a）		調整(b) 年齢調整	調整(b) 所得調整	**①医療給付費**についての調整後の保険料率（a+b）	②激変緩和措置による保険料率への影響※1	③全国共通の保険料率	④(①+②+③) 保険料率（激変緩和措置後）（精算・特別計上等**除く**）※2	⑤前々年度の支部別収支差精算等にかかる保険料率	保険料率（**激変緩和措置後**）（精算・特別計上等**含む**）④+⑤	
全国	H31年度	5.18	―	―	―	5.18	-	4.82	10.00	-	10.00	―
大分	H31年度	6.21	（6位）	▲0.14	▲0.63	5.44	▲0.04	4.82	10.22	▲0.01	10.21	（8位）
	H30年度	6.26	（5位）	▲0.14	▲0.65	5.47	▲0.08	4.83	10.22	0.04	10.26	（3位）
昨年度との差（大分支部）		▲0.05		0	＋0.02	▲0.03	＋0.04	▲0.01	0	▲0.05	▲0.05	

（注）※1「②激変緩和措置による保険料率への影響」は、激変緩和措置として、大分支部の医療給付費についての調整後の保険料率の全国計との差が10分の8.6（平成30年度は10分の7.2）となるよう調整した際に本来の保険料率から引き下がる料率である。
※2「③全国共通の保険料率」である傷病手当金等の現金給付費（0.46%）、前期高齢者納付金等（3.53%）、保健事業費等（0.89%）、その他収入（▲0.06%）に係る合計の保険料率（4.82%）を加算したものである。

協会けんぽの収支見込（介護分）

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 （30年12月）	政府予算案を踏まえた見込 （30年12月）	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65% 30年度保険料率： 1.57% 31年度保険料率： 1.73% 納付金対前年度比 ⇒ ＋ 122
	国庫補助等	1,174	879	504	
	その他	0	0	0	
	計	9,854	9,545	10,673	
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注）　端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

平成31年度の介護保険料率

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

31年度は、30年度末に見込まれる不足分（401億円）も含め、単年度で収支が均衡するよう1.73％（4月納付分から変更）とする。

※ 31年度政府予算案では、介護納付金は1兆252億円と前年度比で122億円の増加の見込み

（参考）

健康保険法160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助額等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40歳～64歳）の総報酬額総額の見込}}$$

1.57％から31年4月以降に1.73％へ引き上げた場合の31年度の保険料負担の影響（被保険者1人当たり、労使折半前）

〔年額〕 6,911円 （ 67,814円 → 74,725円） の負担増
〔月額〕 512 円 （ 5,024円 → 5,536円） の負担増

（注1） 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.498月とした場合の負担を算出したものである。
（注2） 「年額」は31年度（12か月分）と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額によって算定したものである。

平成３１年度 大分支部健康保険料率、介護保険料率と負担額

■平成３１年度４月納付分から

＜平成３０年度＞		＜平成３１年度＞	
健康保険料率：１０．２６％	→	**１０．２１％**	（**０．０５％**の引き下げ）
介護保険料率：　１．５７％	→	**１．７３％**	（**０．１６％**の引き上げ）

■保険料率改定後の保険料額（１か月分の保険料額）

①介護保険に該当しない場合（４０歳未満、６５歳以上）：労使折半後

標準報酬月額	H30（10.26%）	H31（10.21%）	増加額（月額）
104,000円	5,335円	5,309円	-26円
200,000円	10,260円	10,210円	-50円
260,000円	13,338円	13,273円	-65円
410,000円	21,033円	20,930円	-103円
530,000円	27,189円	27,056円	-133円

②介護保険に該当する場合（４０歳以上６５歳未満）：労使折半後

標準報酬月額	H30（11.83%）	H31（11.94%）	増加額（月額）
104,000円	6,151円	6,208円	+57円
200,000円	11,830円	11,940円	+110円
260,000円	15,379円	15,522円	+143円
410,000円	24,251円	24,477円	+226円
530,000円	31,349円	31,641円	+292円

平成29年度の支部別収支差の精算について

参考1

29年度大分支部の収支決算

※暫定版

■ 収　入

（百万円）

	保険料収入		その他収入			計
		一般分		債権回収以外	債権回収	
全国計	8,797,446	8,795,280	16,509	5,112	11,397	8,813,955
44　大分	87,739	87,718	158	50	107	87,897

■ 支　出

（百万円）

医療給付費（国庫補助を除く）（調整後）								現金給付費等（国庫補助等を除く）	前期高齢者納付金等（国庫補助を除く）	業務経費（国庫補助を除く）	一般管理費（国庫負担を除く）	その他支出	平成27年度の収支差の精算	特別計上分（業務経費の別掲）	計
	医療給付費				年齢調整額	所得調整額	激変緩和								
	(A)－(B)	医療給付費(A)	震災特例分(B)												
			平成27年度の協会手当分(B1)	波及増分(B2)											
4,510,385	4,510,385	4,513,199	132	2,682				389,591	3,287,482	114,239	35,440	28,124	0	72	8,365,333
45,476	52,988	52,988			▲1,222	▲5,383	▲908	3,820	32,233	1,120	347	276	117	1	83,390

■ 収支差

（百万円）

計	全国平均分	地域差分
448,622	448,622	0
4,507	4,399	108

＜地域差分の精算について＞

- 平成29年度の都道府県単位保険料率は、2年前の平成27年度の医療費や総報酬額の実績をもとに収支を算定しているが、医療費等が保険料率算定時の見込みからどの程度乖離したかを表すために、最終的に支部別の収支決算をもとに地域差分の収支差を算出することになっている。
- 平成29年度における地域差分の収支差は、2年後（平成31年度）の保険料率算定時に精算する。
- 地域差分における収支差がプラスであれば31年度の収入にその分が加算され（料率が下がる方向）、マイナスであればマイナスをとったものが支出に加算される（料率が上がる方向）。

（注）1．年齢調整額、所得調整額、激変緩和のマイナスは調整額を受け取る支部、プラスは調整額を負担する支部。
2．債権回収は、資格喪失後受診に係る返納金、業務上傷病による受診に係る返納金、診療報酬返還金、損害賠償金に係る債権の回収額の実績を表す。
3．医療給付費は、東日本大震災及び熊本地震による窓口負担減免措置に伴う平成29年度の協会負担分に係る窓口負担減免額を含む。
4．（B1）は、健康保険法施行規則第135条の2の2第2項第1号に基づき、東日本大震災に伴う平成27年度における協会負担分の窓口負担減免額のうち、総報酬額の0.01%を超える部分として、（A）から控除するものである。
また、（B2）は、東日本大震災に伴う窓口負担減免措置によって医療費が増加した分のうちの医療給付費分（波及増分）を表す。
5．「平成27年度の収支差の精算」は、平成27年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算（健康保険法施行規則第135条の7に基づき行うもの）を表す。
6．国の年金特別会計に係る分並びに東日本大震災による窓口負担減免措置に伴う波及増分（B2）が暫定値であるため、数値は今後変わりうる。
※ 熊本地震に伴う波及増分（B2）は対応を検討中。

平成31年度保険料率における料率別支部数と平成30年度からの変化

参考2

平成31年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数
（暫定版）

保険料率（%）	支部数	
10.75	1	
10.31	2	
10.30	1	
10.24	2	
10.22	1	
10.21	3	
10.19	1	
10.18	1	
10.16	1	23
10.15	1	
10.14	2	
10.13	1	
10.10	1	
10.07	1	
10.03	2	
10.02	2	
10.00	2	
9.99	1	
9.95	1	
9.92	1	
9.91	1	
9.90	4	
9.88	1	
9.87	2	
9.86	1	
9.84	2	22
9.81	1	
9.80	1	
9.79	1	
9.75	1	
9.74	1	
9.71	1	
9.69	1	
9.63	1	

注. 平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の8.6として算定

平成31年度都道府県単位保険料率の
平成30年度からの変化
（暫定版）

平成30年度保険料率からの変化分		支部数	
料率（%）	金額（円）		
＋0.14	＋196	1	
＋0.08	＋112	1	
＋0.07	＋ 98	3	
＋0.06	＋ 84	1	
＋0.05	＋ 70	4	22
＋0.04	＋ 56	4	
＋0.03	＋ 42	2	
＋0.02	＋ 28	3	
＋0.01	＋ 14	3	
0.00	0	7	
▲0.01	▲ 14	1	
▲0.02	▲ 28	3	
▲0.04	▲ 56	1	
▲0.05	▲ 70	4	
▲0.06	▲ 84	3	18
▲0.07	▲ 98	1	
▲0.08	▲112	2	
▲0.09	▲126	1	
▲0.10	▲140	2	

注1.「＋」は平成31年度保険料率が平成30年度保険料率よりも上がったことを、
「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担（月額；労使折半後）
の増減である。